

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業及び横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
設計・施工事業者登録制度 事業者登録講習会**

質問及び回答

No.	区分	質問	解答
1	木造建築物 不燃化・ 耐震改修事業	現況設置されているアルミサッシが、過去に大臣認定を取得していたものである場合の取り扱いはどのようになりますか。	「延焼の恐れがある部分の外壁の開口部に、建築基準法第 2 条第 1 項第 9 の 2 号ロに規定する防火設備を有していること」が補助要件となります。現在設置されているアルミサッシが、現行の当該規定に適合する防火設備に該当するかを設計者が確認し、該当しない場合には、適合する防火設備に取り替える必要があります。
2	木造建築物 不燃化・ 耐震改修事業	木造建築物不燃化・耐震改修事業の不燃化改修工事において、「竣工後 22 年以上経過した」ものを補助対象建築物としているのはなぜですか。	市では大地震時に延焼の危険性の高い地域において、建築物不燃化推進事業で除却・建替えを推進しており、耐用年数（木造の場合は 22 年）が経過し、減価償却された建築物を補助対象としています。 また、木造建築物不燃化・耐震改修事業の不燃化改修及び不燃化・耐震改修は、建築物不燃化推進事業を利用して除却・建替えが困難な建築物において、不燃化を推進していくことを目的の一つとしています。 そのため、建築物不燃化推進事業と同様に、木造建築物不燃化・耐震改修事業においても、「竣工後 22 年以上経過した」木造住宅であることを補助対象要件としています。 なお、木造建築物不燃化・耐震改修事業の不燃化・耐震改修については、「昭和 56 年 5 月末日以前に建築確認を得て着工した建築物」であることを補助対象要件としており、「竣工後 22 年以上経過した」の要件を包含しています。
3	木造建築物 不燃化・ 耐震改修事業	不燃化改修工事における中間検査の検査項目は、どのような内容でしょうか。また、どの段階で検査申請を提出すればよろしいのでしょうか。	中間検査項目は、不燃化改修工事に様々な工法があるため、工法に応じた検査項目及び工程を、改修工事計画承認時に市で指定します。また、中間検査申請は、市が指定した検査項目・工程について中間検査を受検する 5 日前までに、中間検査申請書一式を横浜市建築局建築防災課に提出してください。

4	木造建築物 不燃化・ 耐震改修事業	工事完了報告の際に提出する工事写真のうち、外壁及び軒裏の不燃化改修工事の提出写真は、工事着手前に必要な写真について市に確認してくださいとあります。工事写真の不備になる可能性もあるので、必要な写真について事前に指示をしてもらえないでしょうか。	不燃化改修工事は、様々な工法があるため、一律写真の提出工程を指定することができません。そのため、申請の手引きには、工事着手前に必要な写真について市に確認してくださいと記載しています。実際には、改修工事計画承認時に必要な写真についてご案内します。 なお、工事完了報告の際に提出する写真とは別に、施工状況を確認するために写真の提出を求める場合がありますので、補助対象とした工事については、詳細な施工状況が分かるように写真に記録のうえ、「補助金額の確定（交付決定）通知書」及び「耐震改修済証」が交付されるまで保存するよう注意してください。
5	木造住宅 耐震診断 プログラム	「木造住宅耐震診断プログラム」は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の2004年版又は2012年改訂版ごとに、それぞれ異なるバージョンが指定されています。どちらのバージョンを使用しても問題ないでしょうか。	一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅耐震診断プログラム評価」は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」の2004年版及び2012年改訂版でバージョンを分けて評価しており、当該評価を受けたものであれば、どちらのバージョンを使用しても問題ありません。ただし、現況及び計画の「精密診断法1」による計算書は、同じバージョンのもので作成してください。
6	木造建築物 不燃化・ 耐震改修事業	木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る補助対象建築物の要件のうち、「建築基準法関係法令に適合する建築物」の内容は、木造住宅耐震改修促進事業の内容と同じでしょうか。	同じです。木造建築物不燃化・耐震改修促進事業についても、木造住宅耐震改修促進事業と同じく、建築基準法関係法令等に適合する（現況が適合していない場合は、改修工事完了の報告までに適合する）ことが補助対象建築物の要件となっています。この「建築基準法関係法令等」は両事業とも同じ内容であり、詳しくは「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業 申請の手引き一初版一」のP. 63を参照してください。
7	制度	建築物不燃化推進事業及び木造建築物不燃化・耐震改修事業等の対象地区内では、耐震改修工事のみで補助を受けることは可能でしょうか。	可能です。建築物不燃化推進事業及び木造建築物不燃化・耐震改修事業等の対象地区内においても、木造住宅耐震改修促進事業の耐震改修工事のみでの補助は継続します。 なお、対象地区内では、木造住宅耐震診断士派遣事業及び木造住宅訪問相談事業は対象外となり、木造建築物安全相談事業により耐震診断及び相談等を実施します。

8	申請の手引き	<p>現在、計画承認申請中又は工事中の耐震改修工事についても、平成27年7月以降は「横浜市木造建築物不燃化・改修事業」の申請の手引きに従って手続きをするのでしょうか。</p>	<p>平成26年9月末までに、木造住宅耐震改修促進事業の【耐震設計】計画承認申請を受付したものは、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業 申請の手引き一改訂第2版一」が適用され、平成26年10月以降に、同事業の耐震改修工事計画承認申請を受付したものは、「同手引き一改訂第3版一」が適用されます。</p> <p>なお、講習会当日にお配りした「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業 申請の手引き一初版一」は、平成27年7月1日以降に木造建築物不燃化・耐震改修事業の申請を行う場合に利用してください。</p>
	事業者登録制度	<p>登録時に、事業者登録票に「不燃化改修の受注の可否」を否として記載した場合、木造建築物不燃化・耐震改修事業の設計・施工を行うことはできないのでしょうか。</p>	<p>登録事業者であれば、登録された区分に応じて、木造建築物不燃化・耐震改修事業の設計・施工を行うことができます。ただし、事業者登録票は、市民の方に公表し、設計者及び施工者を選ぶ際に参考とするものですので、不燃化改修の受注が可能な場合には、そのように記載してください。</p> <p>なお、登録後に事業者登録票の記載の内容を変更する場合には、登録事項変更届に、新たな事業者登録票（データ含む）及び必要書類を添えて提出してください。</p>
9	事業者登録申請	<p>登録事業者申請に係る「精密診断法1」による耐震診断の計算書等について、模範解答を提示してもらえないでしょうか。</p>	<p>建築防災課のホームページに掲載した「精密診断法1」による計算書の解答例（別添）を参照してください。</p> <p>※ 解答例は、「ホームズ君耐震診断 pro Ver. 3.1.00（株式会社インテグラル）」にて作成しています。</p>
10	事業者登録申請	<p>登録事業者申請時に提出した「精密診断法1」による耐震診断の計算書一式について、どの点に誤りがあったのか教えていただけないでしょうか。</p>	<p>お手数ですが、建築防災課のホームページに掲載した「精密診断法1」による計算書の解答例（別添）を参照するなどして、ご自身で誤りのあった箇所をご確認ください。</p> <p>※ 解答例は、「ホームズ君耐震診断 pro Ver. 3.1.00（株式会社インテグラル）」にて作成しています。</p>
11	検討委員会	<p>検討委員会委員の氏名、所属、選考方法及び経歴を教えてくださいませんか。</p>	<p>検討委員会は、建築防災課のホームページに掲載した「横浜市木造住宅耐震施策関係事業に関する検討委員会運営要領」の添付のとおり、有識者3名と横浜市建築局の企画部防災担当部長及び総務課長、各1名の計5名にて構成されています。選考方法は、事業の公平・公正性を確保できる方を選出し、市長が就任を依頼しています。なお、経歴につきましては個人情報観点より、恐れ入りますが差し控させていただきます。</p>